

コーポレート・ガバナンス (2)

琴 浦 諒*

(前回の株主総会の解説から続く)

イ 株主総会

(オ) 決議事項

インド会社法上、株主総会決議には、普通決議と特別決議がある。

株主総会普通決議は、出席者の過半数の賛成で成立する。また、特別決議は、出席者の4分の3以上の賛成で成立する。特別決議の決議要件が日本と異なるため（日本は3分の2以上の賛成）、注意が必要である。

代表的な普通決議事項としては、取締役の選解任、監査人の選任、決算承認、利益配当などが挙げられる。また、代表的な特別決議事項としては、基本定款もしくは附属定款の改正、合併・会社分割などの組織再編、会社の清算などが挙げられる。

インド会社法上の株主総会普通決議事項および特別決議事項については、別紙1および2を参照されたい。

(カ) 決議の方法

株主総会決議は、出席株主による挙手により行われるのが原則である。

挙手による決議が行われる場合、保有する株式数に応じた議決権数ではなく、挙手人数（すなわち株主の頭数）により決議の成否が決まることに注意が必要である。

たとえば、出資比率（保有議決権数）が日本企業側60%、インド側合弁パートナー40%である合

弁会社において、株主の人数が日本側2人、インド側5人であれば、日本側株主およびインド側株主の全員が株主総会に出席した場合で、インド側株主全員が賛成挙手し、日本側株主全員が反対挙手した場合、5対2で賛成挙手者が過半数を超えているため、保有議決権数は日本側株主の方が上回っているにもかかわらず、普通決議が成立してしまう可能性がある。また、この場合、もし日本側株主が1人欠席すれば、4分の3を超える賛成挙手により、特別決議さえ成立してしまう可能性がある。

一方、附属定款に規定がある場合、およびインド会社法上投票による決議が必要とされる場合（前回解説したとおり、10%以上保有している少数株主の少数株主権の行使として、株主総会の都度、投票による決議を要求することも可能である）、株主総会決議は投票により行われ、この場合には決議の成否の基準は議決権数となる。

そのため、日本企業がインドに合弁会社を設立する場合（特に議決権過半数保有で設立する場合）、議決権を多数保有しているのは日本企業側であるにもかかわらず、インド企業側に株主の人数を利用して決議を通されてしまうという法的リスクを回避する見地から、附属定款に、①定足数は全員出席または人数に加えて一定の議決権数も要件とする旨の規定、および②株主総会決議は投票により議決権数に基づいて成否が定まる旨の規定等を設けるといった対策が必要となる⁽¹⁾。

なお、決議が株主の頭数により行われる場合、議決権数により行われる場合のいずれも、定款により決議要件を加重することは可能であるが、緩和することはできない。したがって、たとえば、「株

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

主総会特別決議は70%の議決権数の賛成で成立する」というような規定を附属定款に設けたとしても、そのような規定は無効となる。

最低株主数と株主総会の定足数、決議要件

	公開会社 (public company)	非公開会社 (private company)
最低株主数	7人	2人
定足数	原則5人以上の出席 定款で加重可能。	原則2人以上の出席 定款で加重可能。
決議要件	普通決議は過半数の賛成、特別決議は4分の3以上の賛成で成立。原則として株主の頭数により計算する。定款に規定がある場合、またはインド会社法上投票による決議が必要とされる場合、株主総会決議は投票により行われ、この場合には多数決の基準は議決権数となる	

(キ) 議事録の作成、報告義務等

株主総会開催日から30日以内に、株主総会の審議、決議についての議事録を作成し、株主総会の議長が署名する必要がある。また、株主総会における決議内容は、同様に株主総会開催日から30日以内に会社登記局 (Registrar of Companies) に提出される必要がある。

特に、定時株主総会においては、決算承認が行われるため、貸借対照表および損益計算書についても、株主総会開催日から30日以内に会社登記局に提出される必要がある。

公開会社については、提出した貸借対照表および損益計算書のいずれも、株主以外の者が閲覧することが可能である。一方、非公開会社については、貸借対照表は公開会社と同様株主以外の者の閲覧対象となるものの、損益計算書は株主以外の者の閲覧対象となることはない。

(2) 取締役 (director) および取締役会 (Board of Directors)

ア 取締役の数と種類

取締役の数は、公開会社においては3人以上 (原則12人以下) とされており、非公開会社においては2人以上とされている。

インド会社法上の取締役には、一般の取締役 (director) のほか、日本の代表取締役

(managing director)、経営に関与する取締役であるホールタイム・ディレクター (whole-time director) がある。

マネージング・ディレクターは、会社全体を代表する、日本法上の代表取締役に相当する取締役である。また、ホールタイム・ディレクターは、会社全体を代表する者ではないものの、会社の経営に深く関与している取締役であり、マネージング・ディレクターに次ぐ権限を有している。

非公開会社および資本金5000万ルピー未満の公開会社においては、マネージング・ディレクターおよびホールタイム・ディレクターの選任は必須ではない。これらの会社において、マネージング・ディレクターまたはホールタイム・ディレクターを選任しない場合、個々の取締役が会社の運営、対外的行為を行うこととなる。

一方、資本金5000万ルピー以上の公開会社 (いわゆるみなし公開会社規制の適用を受ける非公開会社を含む) においては、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクターまたはマネージャー (manager) ⁽²⁾ のいずれかを選任することが必要とされる。

上述のとおり、マネージング・ディレクターやホールタイム・ディレクターは、会社の代表権限や会社の経営に関する強い権限を有することから、特に合弁会社においては、いずれの当事者が、マネージング・ディレクターやホールタイム・ディレクターの指名権を有するかという点が、重要な交渉事項となる。

さらに、一定以上の規模を有する会社は、独立取締役 (independent director) を置くことが一般的である。

インド会社法上は、日本法上の「監査役」に相当する役職が存在しないため、会社の業務監査は、取締役により担われている (日本法上の委員会設置会社のガバナンスに類似する)。そのため、独立取締役には、会社から独立した立場で業務監査を行う役割が、特に強く期待されている。

独立取締役は、インドの証券取引所の上場規則上、上場会社においては設置が必須とされている。

イ 取締役の選任および解任

インド会社法上、公開会社、非公開会社を問わず、取締役は、原則として株主総会普通決議により選任され、また解任される。ただし、附属定款で定めた取締役の上限数の範囲において、期中に追加で取締役を選任する場合、取締役会決議で選任することも可能である。この場合、当該取締役会で選任された追加取締役の任期は、次の株主総会までとなる。

実務上は、特に出資や買収等のケースにおいて、期中に出資者または買収者が指名した取締役が新規に指名される場合、臨時株主総会を開催しての選任ではなく、上記取締役会での追加的選任の方法が採られることが多い。

マネージング・ディレクターおよびホールタイム・ディレクターは、株主総会（または取締役会）において既に取締役として選任されている者を選任する場合には取締役会決議により、また取締役として選任されていない者を選任する場合には、株主総会普通決議により、選任することができる。解任も、同様の手続による。

取締役の任期中に一定の事由が生じた場合、当該取締役は取締役としての資格を喪失し、その任期は当該事由が生じた時点で終了する。資格喪失事由のうち、日本企業が特に注意すべきものは、「取締役会の承諾を得ずに、3回連続で取締役会を欠席した場合（ただし、3ヶ月以内に3回以上の取締役会が開催されている場合には、この事由に該当しない）、または3ヶ月間にわたって全ての取締役会を欠席した場合」である。

実例として、ある日本企業とインド企業の合弁会社において、日本企業が選任した取締役が（日本在住であることを理由として）取締役会を欠席し続けていたところ、両者の関係に問題が生じた後、合弁会社のインド企業側の取締役が、日本企業側の取締役が取締役会に欠席し続けていたことを理由に資格喪失を主張し、日本企業側の取締役を合弁会社から排除したというような事例もある。

そのため、特に合弁会社においては、取締役会を連続して欠席することはできるだけ避け、やむをえず欠席する場合には、必ず取締役会から当該

欠席についての承認書面を取得しておくべきである。

インドの取締役に任命するための要件として、インドへの居住要件は、原則として必要とされていない。したがって、たとえば日本の親会社の役員、従業員を、日本在住のままインド法人の取締役に選任することも可能である。

ただし、公開会社（いわゆるみなし公開会社規制の適用を受ける非公開会社を含む）のマネージング・ディレクターおよびホールタイム・ディレクターについては、選任時点から遡って過去12ヶ月間及び任期中のインド居住要件が原則として課せられている。

この要件を満たさない者を、公開会社のマネージング・ディレクターまたはホールタイム・ディレクターとして選任する場合、中央政府の許可が必要となる。

なお、この中央政府の許可は、事前許可ではなく、就任後90日以内に許可を申請し、許可が与えられた場合には、そのまま継続してマネージング・ディレクターまたはホールタイム・ディレクターとして在任し、不許可となった場合には、不許可通知が送達された日付を持って辞任するとの手続となる。中央政府への許可申請は、Form 25Aという申請フォームを、各種添付書類とともに、インド企業省のウェブサイトを通じて提出することにより行う。添付書類として、新聞公告や監査人の証明書等も要求されているため、中央政府への許可申請の手続負担は軽いものではない。

以上

（訂正とお詫び）

本シリーズ第5回「会社の設立方法（1）」の記事の2（4）で、

「商号承認は、会社登記局による承認日から60日間有効であり、承認から60日間経過してしまった後に新会社の設立手続を行う場合には、再度商号承認申請を行う必要がある。ただし、e-Form-1ARという書面を手数料250ルピーとともに提出することにより、一度だけ有効期間を30日間延長することができる。」

と解説いたしました。e-Form-1ARによる30日間の延長手続は、2011年7月14日付けのインド企業省 (Ministry of Corporate Affairs) による通達⁽³⁾により、廃止されています。

そのため、上記記載のうち、「ただし」以下については、2013年6月現在は適用がありませんので、ここに訂正してお詫びいたします。

別紙1

株主総会普通決議事項一覧

「公開会社において」と冒頭にあるのは、公開会社においてのみ株主総会普通決議が必要とされる事項（非公開会社においては、取締役会決議以下で足りる事項）である。

なお、条文は、全てインド会社法の条文である。

- (1) 会社の登記商号が、他の会社の登記商号と同一または類似している場合に、インド中央政府の事前承認を得て登記商号を変更すること (22条1項 (a))⁽⁴⁾
- (2) 事業内容説明書 (prospectus) またはその代替書面 (statement) において言及されている、重要な契約の条件を変更すること (61条)
- (3) 既存株式よりも割安価額での株式発行 (79条2項)
- (4) 公開会社において、インド中央政府の承認を得て、設立から2年経過するか、設立後最初に行われた新株引受権に基づく株式の割り当てから1年経過するかのいずれか早い時期よりも前に既存株主に新株発行を行うこと、および発行時期を問わず第三者に対する新株発行を行うこと⁽⁵⁾ (81条1A項 (b))。なお、非公開会社では、第三者に対する新株発行を株主総会決議なくして行うことができる (81条3項 (a))。ただし、既存株式よりも割安価額で発行する場合、上記(3)に従い、株主総会普通決議が必要となる。))
- (5) 株式資本 (share capital)⁽⁶⁾ の変更。下記の場合を含む (94条2項)
 - ア 会社が適切と考える金額まで株式資本を増加させる場合
 - イ 株式資本の全部または一部を併合および分割することにより、もとの株式数よりも株式数を増やす場合
 - ウ 払込み済み株式の全部または一部をストック (stock)⁽⁷⁾ に転換する場合、および当該ストックを再度いずれかの額面の払込み済み株式に転換する場合
 - エ 株式を小額の株式に分割する場合
 - オ 引き受けがなされなかった株式を消滅させる場合
- (6) 株式資本を有する無限責任会社が、有限責任会社として登記する場合に、株式資本の額面価額 (nominal amount) を増加させること、およびまだ払込みの請求が行われていない株式資本の部分について、会社清算があった場合または会社清算を目的として行われる場合を除いて、今後も払込み請求を行わない旨を決定すること (98条)
- (7) 償還された社債 (redeemed debentures) を再発行し、または消滅させること (会社が償還された社債を消滅させない旨を決議した場合、当該会社は当該償還された社債を再発行したものとみなされる) (121条1項)
- (8) 公開会社における、法定株主総会 (statutory meeting) での法定報告 (statutory report) の承認 (165条)。なお、非公開会社では、法定株主総会そのものを開催する必要がない (同条10項)。
- (9) 利益配当の承認 (173条1項 (a))
- (10) 貸借対照表および損益計算書に係る取締役会および監査役の報告の承認 (決算承認) (210条)
- (11) 子会社の会計帳簿を検査する権限を有する社内担当者の選定 (214条1項)
- (12) 監査役の選任 (224条1項、2項 (c)、6項但書) およびその報酬の決定 (同条8項)
- (13) 監査役の解任 (224条7項)
- (14) 取締役の選任 (225条2項、256条3項、257条1項) およびその報酬の決定 (309条1項)

- (15) 附属定款の規定の範囲内での、取締役の定員数の増減 (258条)
- (16) マネージング・ディレクター (managing director)、常勤取締役 (whole-time director) およびマネージャー (manager) 等の管理経営取締役の選任 (269条および別紙13)
- (17) 取締役 (408条に従ってインド中央政府により任命された取締役を除く) の解任 (284条1項)
- (18) 292条1項に規定される取締役会の権限⁽⁸⁾に、制限および条件を課すこと (292条5項)
- (19) 公開会社において、取締役会が下記の行為を行うことに同意すること (293条1項)。なお、非公開会社においては、取締役会は、株主総会普通決議を経ることなく、下記事項を実行することができる。
- ア 会社の事業の一部または全部の譲渡、貸与または放棄
- イ 取締役の会社に対する期限が到来した債務の支払への猶予期間の付与
- ウ 三者に会社資産を強制取得された場合に、当該強制取得に際して受領した対価を投資すること
- エ 会社の資本金および準備金の合計額を超える金額の借受け (一時貸付を除く)
- オ 50,000ルピーまたは平均純利益の5%のいずれか大きい金額を超える金額を、会社の事業に直接関係しない慈善基金その他の基金に寄付すること
- (20) 単独販売代理店 (sole selling agent)⁽⁹⁾ (いずれの領域におけるものも含む) の選任が取締役会によりなされた場合に、当該選任後の最初の株主総会において当該選任を承認すること (294条2項、2A項)
- (21) 3ヶ月以上不在となる取締役の代わりとなる取締役 (代替取締役。alternate director) を選任する権限を取締役に与えること (313条1項)
- (22) 附属定款に会社の存続期間が規定されている場合に当該期間を経過したことをもって、その他附属定款に規定されている解散事由に該当した場合に、自主的に会社清算を行うことの決定 (484条1項 (a))
- (23) 株主の申立てによる自主清算手続 (voluntary winding-up)⁽¹⁰⁾ における、清算人の選任とその報酬の決定 (490条1項)
- (24) 株主の申立てによる自主清算手続における、清算人選任後の取締役会の権限の継続の制限 (491条)
- (25) 株主の申立てによる自主清算手続において、清算人が辞任や死亡等により欠けることとなった場合に、代替りの清算人を選任すること (492条1項)
- (26) 債権者の申立てによる自主清算手続における、清算人となるべき人物の推薦 (502条1項)
- (27) 債権者の申立てによる自主清算手続における、検査委員会 (committee of inspection) の選任 (500条、503条2項)
- (28) 既存会社 (1956年インド会社法の施行前から存在した会社で、未登記の会社) の登記の決定 (565条1項但書 (v))

別紙2

株主総会特別決議事項一覧

「公開会社において」と冒頭にあるのは、公開会社においてのみ株主総会特別決議が必要とされる事項 (非公開会社においては、株主総会普通決議または取締役会決議以下で足りる事項) である。

- (1) 基本定款の変更、会社の事業目的の変更および登記上の所在地の州外への変更 (17条)
- (2) 設立後の新規事業開始の承認 (149条2A項)
- (3) 商号の変更 (特別決議に加えて、インド中央政府による承認が必要) (21条)
- (4) 商号から「Limited」または「Private Limited」という文言を省くこと (21条)
- (5) 「Limited」または「Private Limited」という文言を省くことによる、慈善会社その他の非営利会社の商号の変更
- (6) 附属定款の変更 (31条)
- (7) 資本金および準備金の合計額の10%以上に相当する額の自己株式その他の自己証券の取得

(77A条2項)

- (8) 功労株式 (sweat equity) の発行 (79A条)
- (9) 公開会社において、設立から2年経過するか、設立後最初に行われた新株引受権に基づく株式の割り当てから1年経過するかのいずれか早い時期よりも前に既存株主に新株発行を行うこと、および発行時期を問わず株主以外の第三者に対して新株を発行すること (81条1項、同条1A項)。ただし、転換債務もしくは転換社債を株式に転換する場合を除く。なお、非公開会社では、第三者に対する新株発行を株主総会決議なくして行うことができる (81条3項。別紙1、(4) 参照)
- (10) 払込みが行われていない株式資本の部分について、会社清算があった場合または会社清算を目的として行われる場合を除いて、今後も払込み請求を行わない旨を決定すること (99条)
- (11) 株式資本の減額 (特別決議に加えて、附属定款による権限付与および裁判所による承認が必要) (100条)
- (12) 会社が複数のクラスの種類の株式を発行している場合に、当該種類株式に付与される権利の変更 (当該権利を変更しようとする種類の株式の株主総会において、特別決議が成立すれば足りる) (106条)
- (13) 会社の登記上の所在地を、現在所在地のある州、町または村の外に移転すること (146条)
- (14) 会社の登記上の所在地のある都市、町または村以外の場所で株主名簿、決算報告書 (Annual Return) を保管することの決定 (163条)
- (15) 一切の工事もしくは建物の費用、または長期にわたって有益とならない施設の供給のための費用の支払いのために増額された株式資本のうち、支払い済みの額に関する利息の支払いを承認すること (208条2項)
- (16) インド中央政府に対して会社の行為を調査するよう要請し、その目的のために検査官を選任すること (237条)
- (17) 取締役の報酬の決定 (附属定款が特別決議を要求している場合に限り) (309条1項)
- (18) 公開会社においては、マネージング・ディ

レクター、常勤取締役以外の取締役に對する報酬の上限額を、①マネージング・ディレクター、常勤取締役またはマネージャーを選任している会社については当期純利益の1%、②その他の会社については当期純利益の3%を超える額とする場合 (309条4項、7項)。なお、非公開会社では、これらの取締役に對する報酬の上限規制は課されない (同条9項)

- (19) 取締役またはその親族もしくは共同経営者、または当該取締役が所属する事務所もしくは当該取締役が取締役または株主である私設会社 (いずれも、会社のマネージング・ディレクター、マネージャー、銀行または社債権者の受託者である者を除く) に対して、それらの者が会社内に個人オフィスを持つことに対して同意すること ⁽¹¹⁾ (314条)
- (20) 取締役またはマネージャーが会社の債務に対して無限連帯責任を負うことの決定。附属定款にその旨許容する規定がある場合に限られる (323条)
- (21) インド中央政府もしくは州政府または公的金融機関が、単独または複数で、発行済み株式資本のうち25%以上を保有している会社において、監査役を選任すること (224A条)
- (22) 5,000,000ルピー以上の株式資本を有する会社において、単独販売代理店を選任すること (294条AA)
- (23) 公開会社において、会社の払込済み株式資本の60%または準備金の100%のいずれか高い方の額に相当する金額を越えて、法人間貸付、投資または保証を行うこと (372A条)。なお、非公開会社では、特別決議なくして上記の貸付、投資または保証を行うことができる
- (24) 会社の合併または分割の承認 (395条1項 (b))
- (25) 裁判所に対する裁判所清算の申請 (433条 (a))
- (26) 附属定款上の存続期間や解散事由に基づかない会社の自主清算の決定 (484条1項 (b))
- (27) 会社清算手続において、会社と債権者の間の協定に拘束力を持たせること (517条)
- (28) 会社清算手続における手続必要事項の決定 (433条 (a)、494条1項 (h)、507条、512条1項、

546条1項 (b)、550条1項 (b))

(29) 登記を受けた会社（保証付有限会社、無限責任会社その他インド会社法に基づいて登記される一切の会社をいう）の定款、基本規約の変更（579条1項）

[注] _____

- (1) 上場会社について、インド国内の証券取引所は、上場契約上、株主総会決議を議決権数に基づいて行うことを上場の要件としていない。現在のインドの実務上、上場会社であっても、投票による議決権行使が行われる場合はまれであり、ほとんどが挙手による決議となっている。
- (2) インド会社法上、取締役の地位は有さなものの、会社の運営について一定の強い権限を与えられている者をいう。なお、法令上の要請としては、資本金5000万ルピー以上の公開会社は、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクターまたはマネージャーのいずれかを選任すれば足りるとされているが、実務上は、マネージング・ディレクターまたはホールタイム・ディレクターを選任せずにマネージャーのみを選任する会社の例は、ほとんど見られない。
- (3) 下記インド企業省のウェブサイトにて閲覧可能。
[http://www.mca.gov.in/Ministry/notification/pdf/GSR_533\(A\)_14july2011.pdf](http://www.mca.gov.in/Ministry/notification/pdf/GSR_533(A)_14july2011.pdf)
- (4) 商号の変更は、本来特別決議事項とされているが（別紙2、(3)参照）、他の会社の登記商号に抵触する場合は商号変更は、普通決議により行うことができる。
- (5) 中央政府の承認なしに第三者に対して新株発行を行う場合、株主総会特別決議が必要となる（別紙2、(9)参照）。
- (6) 払込み済み株式によって構成される資本をいう。日本法上の資本金の概念に相当する。
- (7) ストック (stock) とは、インド会社法上の概念であり、一部または全部の払い込み株式が法的に一体に統合されたものをいう (Morrice v. Aylmer, (1875) LR7HL717, 724)。ストックに統合された株式は、解体の手続を経ない限り、個別に償還することなどできない。もっとも、株式資本との区別が曖昧であるということもあり、近年はストックの制度が利用されることは稀である。
- (8) 第292条第1項は、取締役会に決定権限のある事項として、株式の払い込みを行わない者に対する払込み要求、発行済み株式総数の10%未満の自己株式の買取り、社債の発行、借入、投資および貸付を列挙している。なお、自己株式の買取りについて、発行済み株式総数の10%以上自己株式の買取りは、株主総会特別決議事項とされている（別紙2、(7)参照）。
- (9) インド会社法上の概念。会社を取り扱う物またはサービスの一部または全部について、独占的な販売代理権を

与えられる代理店をいう。

- (10) インド会社法上の清算手続には、裁判所の管理の下清算を行う裁判所清算と、清算人による自主的な管理の下清算を行う自主清算（ただし、裁判所が関与しないわけではない）とがある。前者は、主として会社が債務超過の場合に採られる清算方法である。
- (11) インドでは、取締役が個人として会社の中にオフィスを構え、会社から個人的に業務を請け負い、当該業務に対する報酬を取締役としての報酬とは別に受領するということが行われている。もっとも、このような取締役の行為は、会社に対する精力分散防止義務（忠実義務に含まれると解される）に反するため、株主総会特別決議による承認が必要とされている。また、特に会社に対する精力分散防止義務の要請が高いと考えられるマネージング・ディレクターやマネージャー等は、株主総会特別決議を経たとしてもこのような個人オフィスを会社内に設けることは認められない。

